

# 会 務 月 報

## 第349号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第7回 教育・情報委員会 議事概要

日 時 平成24年1月27日(金) 13:30~16:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 上野 浩也

副委員長 宮原 克平

委 員 遠山 紀芳、國分 恵之、尾添 信行、西森 敬祐、  
岩田 守、神崎 貢 (担当副会長)

事務局 高津 充良、恩田 利昭、市川 貴之、野出 友樹、  
夏目 浩行

欠席者 相場 博

<配付資料>

前回議事録

資料1-1 : 法定講習 (管理建築士講習、建築士定期講習)  
の実施状況等について

資料1-1参考: 民間登録講習機関管理建築士講習日程一覧

資料1-2 : 管理建築士講習に係る平成24年度以降の経費  
配分の見直しについて

資料1-3 : 平成24年度以降の「管理建築士講習」の実施方  
針について (アンケート調査結果)

資料1-4 : 「管理建築士講習」の受講者確保について

資料1-5 : 「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料  
見直しについて (報告)

資料2-1 : 建築士事務所の管理研修会テキスト目次等

資料2-2 : 建築士事務所の管理研修会 (仮称) の受講料等  
について

資料2-3 : 平成23年度第4回中四国ブロック協議会議事録  
等

資料3 : CPD認定プログラム2010年度実績一覧表

資料4 : 平成24年度教育・情報委員会事業計画 (案)

資料5 : 第7回産学連携建築教育連絡会議資料 (抜粋)

議 事

1. 法定講習 (管理建築士講習、建築士定期講習) について

(1) 平成24年度以降の「管理建築士講習」の業務委託費の配分  
及び運営方法について

事務局より、資料1-2により、平成24年度以降の管理建  
築士講習の業務委託費の配分及び運営方法について、(財) 建築  
技術教育普及センター (以下、「建築教育センター」) とのこ  
れまでの協議結果について概要説明がなされた。

管理建築士講習の経費配分については、昨年12月の通常理  
事会にて、委員長一任との決定がなされ、その後、建築教育セ  
ンターと交渉を続けてきた。平成23年度を受講手数料の経費  
配分については、建築教育センター@6,300円、単位会@  
6,700円、日事連@2,000円の割合で配分してきた。  
この経費配分について、管理建築士講習の経過措置期限の終了  
に伴う一段落により、受講者数が年間で3,500名程度にな  
ることが想定されているため、こうした受講者数でも対応可能  
な経費配分にしたいということで、昨年10月に建築教育セン  
ターから、費用配分の見直しについて提案があった。

当初の建築教育センターの提案については、建築教育セン  
ターの直接費のみ増額し、単位会及び日事連の直接費は据え置  
き、受講手数料から三者の直接費合計を差し引き、その残額を  
現行の間接費比率で配分するというものであった。しかし、こ  
の提案では、建築教育センターのみが配分額を増額すること  
となるため、その後の交渉で、建築教育センターの直接費の増加  
率を一定程度抑えるとともに、直接費を三者同率で増加させ、  
15,000円から三者の直接費合計を差し引き、その残額を  
現行の間接費割合で配分した。そして、日事連と単位会の間で  
調整を行い、最終的な受講手数料の配分として、建築教育セン  
ター@7,200円、単位会@6,000円、日事連@1,8

00円、とすることで合意した。

ただし、この経費配分で合意する際の特記事項として、会場費の低減を図ることが条件となり、会場費の目標値を@1,000円とすることとした。また、会場費の基準値を@1,113円と設定し、この数字を基準とし平成24年度の管理建築士講習については、会場費が基準以上とならないよう、三者で相互協力することとなり、翌年度の経費配分については、平成24年度の会場費実績を基に、基準値との差額分を翌年度の経費配分に反映させることとした。

なお、平成24年度の管理建築士講習については、年間の同講習受講者数を3,500人と想定していること、DVD講習が主で、全国で年間60回程度開催することを前提とし、開催時期については、ブロック内で偏りのないよう調整することとなっている。

委員からは、平成24年度の会場費実績が翌年度の経費配分に反映されるという点について、会場費の基準値の@1,113円というのは、全国の単位会の平均値という理解でよいのかという質問がなされ、この会場費の設定については、全国の平均値が基準となるため、全ての単位会に会場費削減に努めていただく必要がある旨の回答が事務局よりなされた。

続いて、資料1-3を用いて、平成24年度以降の管理建築士講習の運営方法に関するアンケート結果を踏まえ、各ブロックの状況について各委員より報告があった。各ブロックの状況については、以下のとおり。(報告順)

○関東甲信越ブロック：各単位会が独自に講習を行う。ただし、可能な限り隣接県と日程調整し、受講希望者が自らの居住地で受講できない場合は、隣接県で受講していただけるように配慮した。また、東京会の講習は別として、基本的にはDVD講習と対面講習の併用で実施する予定。

○東海北陸ブロック：愛知会が年4回程度実施予定。他単位会は重複しないように計画している。開催日程についても、バランスのよい日程となるよう調整済み。

○近畿ブロック：受付については、各単位会で受付を実施する。京都府会・大阪会・兵庫会で複数回実施する予定。滋賀会・奈良

会・和歌山会については、受講者が少ないと考えられるが、年1回程度は開催できないか検討中。

○中四国ブロック：中国地方については、岡山会・広島会にて開催を考えている。四国地方については、高知会・香川会・愛媛会の三県で開催する予定。1月30日に大阪で開かれる業務連絡会議の内容も加味して判断する予定。

○九州・沖縄ブロック：福岡会是对面講習で開催予定。佐賀会は福岡に近いことから、独自で開催はせず、福岡会の講習を勧める。長崎会・鹿児島会は未定。大分会はDVD講習で実施予定。宮崎会は年1回DVD講習で開催予定。沖縄会是他単位会意見を伺いながら決定する。熊本会は開催しない予定。

○北海道・東北ブロック：北海道と東北6県を分けて考えている。北海道は年4回、東北6県は持ち回りで開催する。受付については、講習を実施する単位会のみで対応する。

委員長からは、同じブロック内で重複しているところや、未開催となっている単位会も見受けられる。ブロック内で未調整となっている箇所は、ブロックで開催時期を調整するとともに、今一度行政の意向を確認していただきたい。

また、本委員会とは直接関係ないかもしれないが、年一度でも講習会を開催することによって、受付のために受講者の方に事務所協会に来ていただき、入会を促進していただくということが、連合会としては大切なことでないかとの意見が委員長より出された。

## (2) 講習実施状況について

資料1-1により、直近の法定講習の実施状況、平成24年度第1期講習(平成24年4月~6月)の受付期間等について、事務局より以下の説明があった。

まず、受付状況について、昨年11月27日に経過措置期限の終了を迎えた管理建築士講習については、平成23年度第3期に受講者数の多少の増加はみられたものの、従来の四半期受講者数と比較してもそれほど大きな変化は見られなかった。一方の建築士定期講習についても、平成24年3月31日に受講経過措置期限が近付いているが、これまでのところ従来とほとんど変わらない受講者数の推移となっている。

今後の予定については、管理建築士講習は、例年どおり、次年度第1期講習の受付を3月中旬頃に受付を行うこととなっているが、建築士定期講習については、次年度より受講料の値下げが実施されることに伴い、受講料差異による混乱を防止するため、本年4月以降の周知・受付を予定している旨の報告がなされ、詳細については資料1-5で後述するとの説明が併せてなされた。

### (3) 「管理建築士講習」の受講者確保について

事務局より、資料1-4により、管理建築士講習の受講者確保に関する説明がなされた。同講習については、平成23年1月27日の経過措置期限の終了により、今後の受講者は、基本的に新規建築士事務所開設者が中心となると見込まれている。

そのため、受講対象者の大幅な減少により、管理建築士講習の運営が、経費上、非常に厳しいものになる。こうした事態に対応し、少しでも受講者を確保すべく検討がなされた。各委員からの主な意見は以下のとおり。

単位会が開催する建築士定期講習やCPD等講習会の際に、冒頭の会長挨拶で、管理建築士講習を受講するよう勧めることが、効率的ではないか。

また、一級・二級・木造の種別に関係なく、管理建築士講習を受講していただければ、仮に二級で受けたとしても、一級の管理建築士になれるが、受講者の中には、誤認されている方も多いため、こうした部分も併せて説明していただければ、現在二級建築士の方でも管理建築士講習を受講しようという方が出てくるかもしれない。このような方法も使ってアピールしていただければとの意見があった。

### (4) 平成24年度以降の「建築士定期講習」の受講料及び業務委託費の基本合意について

資料1-5により、平成24年度以降の建築士定期講習の受講料見直しについて、事務局より報告がなされた。本件については、前回委員会で、受講手数料を税込15,750円から税込12,900円に改定すると説明していたものである。

委員長からは、価格改定に伴い、単位会への配分額も当然下

がることになるが、建築士定期講習は法律に定められた講習であり、今後も法律が変わるまで、必ず継続される講習である。そのため、多くの講習を開催し、数多くの受講者を集めることにより、各単位会の財源にもなりうるものである。これまでは、管理建築士講習に専念するため、建築士定期講習については、建築士会に任せておけばよい、といった単位会も見受けられるため、こうした単位会については、できるだけ次年度から建築士定期講習を開催するようお願いしたいとの発言があった。

また、委員からは、建築士定期講習に積極的に取り組むことが、事務所協会のPRや会員増強にもつながることなので、是非協力していただきたいとの意見が併せて出された。

続いて、事務局より、資料1-5を用いて、建築士定期講習の受講料の改定に関するこれまでの経緯についての概略説明に加えて、交渉の際に焦点となった会場費については、今回の受講料改定に伴い、建築教育センターの配分額に加算されているものの、会場費は単位会へと支払われるものであるため、この点については、是非ご理解いただきたいとの説明があった。また、今後の予定についても説明がなされ、平成24年度4月から新受講手数料で講習を実施していく予定である旨の説明に加え、平成24年度の受講者と、平成23年度内の受講者の間で、受講料の改定に伴う混乱等を避けるため、新受講料の周知については、次年度4月2日から始めるということで準備を進めているとの報告があった。

委員からの意見としては、単位会によっては、管理建築士講習に専念するため、3年間は建築士会に建築士定期講習をお願いしてきたという事情もあり、管理建築士講習が一段落した後の建築士定期講習の運営については、検討はこれからということもある。また、受講者の中には、未だに法定講習について、きちんと理解されていない方も多くいるので、こうした方々については、地道に丁寧に説明していくことが重要ではないかとの意見があった。

### 2. 建築士事務所の管理研修会（仮称）について

委員長より建築士事務所の管理研修会（仮称）テキストの進捗状況について概略説明がなされた。本テキストについては、最終

校正の段階となっている。大きく基礎編と実務編の二部構成となっており、基礎編については、法定の管理建築士講習テキストの圧縮版となっている。

そして、本委員会と同日の午前に開催された第5回建築士事務所の管理研修会（仮称）テキスト執筆委員会において、これまで未定となっていたテキスト名称について、「新しい建築士事務所の業務と展望」を候補とし、教育・情報委員会に申し送るとした旨の報告が併せてなされた。

今後のスケジュールについては、2月中旬までの査読を経て、2月中に簡易製本版を作成し、執筆者の方々に再度の確認をお願いする予定となっている。ただ、テキスト執筆委員会については、原則として終了という扱いになり、今後、教育・情報委員会において、単位会の実施に関連する説明の準備をするということになった。4月1日から本テキストを使用したいと考えていたが、4月～6月の期間は、単位会において各種行事が開催されること、テキスト作成がやや遅れていること、講師用のパワーポイントもしくはDVDの作成作業がこれから発生する。4月末を目途にテキストを完成させる予定である。今後、単位会の開催予定について調査したい。

建築士事務所の管理研修会（仮称）に関連して、事務局より、下記報告がなされた。

当初、平成23年度の法定講習には、かなりの駆け込み需要があると想定していたものの、実際にはそれほど多くの受講者を集めることはできなかった。また、平成24年度からは、管理建築士講習、建築士定期講習ともに単価が下がり、受講者数も減少することになる。従って、収支上厳しい状態になることが見込まれるため、継続的に収支を保つためにも、本講習を行政の知事指定を得ながら進め、安定的な財源としたい。

単位会の中には、以前から知事指定が継続している単位会、または、新テキストができればおそらく指定が受けられるだろうところもある。

委員長からは、年度をまたいでしまうと、行政担当者が異動になる可能性もあるため、できるだけ早期にテキストもしくは簡易製本版テキストを準備するようにとの指示があった。各委員から

の意見は以下のとおり。

○九州・沖縄ブロック：沖縄会は指定をとれる見込みであり、その他単位会は半々ぐらいになりそうだ。年度内にもう一度行政に要請する予定である。大分会については、おそらく大丈夫だろうという感触はある。

○中四国ブロック：知事指定に関する話はまだそれほどできていない。

○近畿ブロック：事務所協会として、唯一取組んでいく講習なので、PRの方法等、各単位会の取組みのタイミングを考える時期だと思う。

○東海北陸ブロック：三重会は知事指定を得られる。CPD制度についても、早期に認めて頂いた。

○関東甲信越ブロック：新潟会については、現在でも1年に1度講習を実施している。開設者研修は継続しているものの、年々受講者数が減少している。

各ブロックの状況を踏まえた委員からの意見としては、

- ・講習時間については、法定講習と同程度で、やや長いものになるのかなという印象がある。また、かつて指定講習の法的根拠について問われたこともあるため、そうした部分で説明に苦労するという事も考えられる。
- ・4、5月に講師講習会をやっても他行事があり、時間の制約があるため、厳しいと考えられる。
- ・そもそも講師講習会の開催が必要なのか。パワーポイントを作成、配付して単位会の講師予定者に各自勉強してもらえばよいのではないかと。講師となる方々はそもそも一定の能力のある方々のため、自ら準備していただけるのではないかと。また、必要であれば、ブロック毎で勉強会を開催していただくのも一案と思われる。
- ・1日では説明できない分量のテキストとなっているため、東京や大阪等に集まって説明会を行うということは、時間や経費、効果を考慮すると難しいのではないだろうか。
- ・説明資料がしっかりあれば、おそらく大丈夫ではないかと。また、質問があれば事務局に問い合わせて頂き、対応すればよいのではないかと。

協議の結果、講師講習会は開催せず、各地域から意見が多く出た場合には、再度協議することとした。

続いて資料2-3により、中四国ブロック協議会からの要望について説明がなされた。主な内容は、以下4点となっている。①県からなぜ知事指定が必要なのか問われるケースが多い、②県への要望について、ある程度統一された意見・見解を持って要望していく必要がある、③任意の講習が必要な理由、講習の趣旨、目的、内容等についての資料・ツールを日事連から提供していただきたい、④講習名称については、開設者を全面に押し出した方がよい。

また、関連事項として、資料2-2により、管理研修会の受講料について、事務局より説明がなされた。以前の知事指定講習の各单位会の受講料、日事連から単位会へのテキストの卸価格について、説明がなされた後、委員からは、昨年提出した知事指定のための要望書については、やや長いと、もう少し簡略化した形式にした方がよいのではないか、との意見が出された。

上記協議の結果、知事指定のための要望書については、もう少し分かりやすく改善することとし、講習の時間割についても、大枠のみ決定している状態のため、細かく詰めることとした。受講料については、4月中旬に開催予定の次回委員会で再度検討するため、各委員に各ブロックの意見を聞いていただくこととした。

また、事務局へは、テキストの単位会への卸価格を仮に以前と同程度するならば、これを基準とし、会場費・講師代等含めて最低限これぐらいは経費としてかかるのではないかと、という基準を示すよう指示があった。

### 3. 建築CPD情報提供制度について

事務局より、資料3を用いて、2010年度に各单位会で認定されたCPD認定プログラムについて説明がなされた。

単位会の中には、積極的にCPD制度を利用している会もあるため、全国の単位会に情報を提供し、今後のCPD活動の参考にしていただきたいという主旨で作成したものである。できるだけ多くの情報を提供することにより、単位会にとって有意義なものになるのではないかと判断で、本年4月以降に、

2011年度のデータを盛り込み、2年分のデータを集めて単位会宛てに提供してよいかどうか諮ったところ、異議なく了承された。

委員からは、設計入札の総合評価について、建築CPD情報提供制度を採用していただくよう、都道府県に対して働きかけを継続して行っていくよう意見があった。

### 4. 平成24年度事業計画(案)について

事務局より、平成24年度教育・情報委員会事業計画(案)について、資料4により説明がなされた。事業計画(案)の具体的内容としては、①一開設者・管理建築士のための「管理建築士事務所の管理研修会」(仮称)の実施推進、②建築士事務所の業務の運営及び設計等の業務に関する新たな研修の企画、推進、③法定講習(「管理建築士講習」、「建築士定期講習」)の円滑な運営に向けた実施協力、④建築CPD情報提供制度の活用推進、⑤インターンシップへの支援・協力、⑥その他、教育・情報に関すること、の6項目である。上記平成24年度事業計画(案)について、委員長から委員に諮ったところ、異議なく原案どおり了承された。また、管理研修会の予算については委員長一任となった。

### 5. インターンシップについて

事務局より、資料5を用いて、昨年11月17日に開催された、第7回「産学連携建築教育連絡会議」の概要について報告がなされた。主な内容としては、大学院インターンシップ検討WGについて、今年、名古屋大学で開催される日本建築学会大会において、大会3日目に特別シンポジウムを全国建築系大学教育連絡協議会として開催する予定である旨の報告がなされた。また、建築系インターンシップ共通データシートについて説明が併せてなされた。

委員長からは、本件については、当委員会の重点課題のため、次年度より取り組んでいきたいとの意見があった。

### 6. その他

副委員長より、建築士定期講習の会員向けの値下げ案についての私案が説明された。地域によっては同講習を税込10,000円で実施している民間登録講習機関もある。こうした状況

に対応するため、一時的に会員のみ受講手数料を引き下げる。  
会場費については、建築教育センターより日事連に移行し、単  
位会及び日事連で費用負担をすることを値下げ原資とするも  
のである。

こちらに関しては、次回第8回委員会まで各委員に検討して  
いただき、再度協議を行うこととした。

次回委員会

平成24年4月13日（金）13：30～16：00

## ■第2回 第36回建築士事務所全国大会

### ・50周年記念事業特別委員会議事概要

日 時 平成24年2月2日（木）13：30～15：40

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博 副委員長 山田美光、大内達史  
委 員 山下卓治、宮原克平、佐藤啓智、宮原浩輔、  
村田くるみ、青木雅哉、上原伸一、小林忠志  
欠席者 荻原幸雄、高木憲一

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、戸谷、鈴木、前田  
松谷、三浦

#### 1. 議事

(1) 事業企画運営WGおよび50周年記念誌WGの検討状況に  
ついて

##### 1) 事業企画運営WG検討状況について

大内事業企画運営WG主査より資料1によって次のとお  
り検討状況について説明がなされた。

##### ①大会テーマ（案）

「明日を拓く、豊かな社会に向かって」

##### ②行事形式

記念講演（所要時間90分）を実施、講師第一候補者の藤  
井聡氏（京都大学大学院工学研究科教授）に記念講演を依  
頼する。

##### ③広報活動方法

業界新聞での記念特集発行、単位会会誌・HPで50周年  
をPRする他、日経アーキテクチャへの掲載等を考えて

いる。

##### ④記念品

記念品は作成せずに50周年記念誌を配布する。

##### ⑤収支予算

4千万円を予定している。

#### 2) 50周年記念誌WG検討状況について

山田50周年記念誌WG主査より、資料1によって次のとお  
り検討状況について説明がなされた。

##### ①記念誌の発行方法について

50周年記念誌は、会誌とは別に単独で発行し、式典出席者  
に配付するとともに、全構成員事務所へ別途送付する。

##### ②記念誌の掲載内容

創立50周年にあたっての会長挨拶、国土交通大臣からの祝  
辞の他、「業の確立に向けて」（仮タイトル）として座談会  
の模様を掲載する。

委員からは次の意見が出された。

- ・建築作品表彰の掲載に25ページも割くのは多すぎではな  
いか。
- ・同表彰について40周年までは大臣賞等主なものみにし、  
直近10年間は全ての賞を掲載するというのはいかがか。
- ・各単位会の10年間の特筆すべき事項を掲載したらどうか。
- ・日事連の記念誌なので日事連に関することを記載し、単位  
会に関することは単位会記念誌、または会誌などで紹介し  
ていく方が良いのではないかと。
- ・単位会のスローガン、メッセージ、日事連に期待するもの  
等を載せてはどうか。
- ・全単位会からのメッセージを載せると相当の数になるので、  
各ブロックの幹事会、副会長からのメッセージにしてはど  
うか。

協議の結果、各WGで検討された事項を実施計画（案）と  
して集約し、引き続き各WGにおいて大会実施に向けた必要  
事項を協議検討していくこととした。

(2) 実施計画（案）および収支予算（案）について

事務局より資料2によって各WGで検討された事項を基に作成した実施計画（案）および収支予算（案）のたたき台について説明がなされた。

協議の結果、記念誌の目次（案）は各項目のページ表記は削除する他、一部実施計画案の修正等を行うこととした。また修正加筆後の内容確認は委員長一任とし、その内容を実施計画（案）および収支予算（案）として2月22日の常任理事会へ提案することとした。

なお、大会式典の時間配分については、事業企画運営WGにて協議検討することとした。

(3) 第37回建築士事務所全国大会（三重大会）開催について

事務局より、資料3によって第37回建築士事務所全国大会（三重大会）開催について説明がなされた。

同大会は、伊勢神宮の式年遷宮行事（平成25年8月開催）の時期に合わせ、平成25年8月9日（金）に三重県営サンアリーナで実施する。従来より時期が2ヶ月程早まるが、日事連建築賞の表彰を同大会式典で行えるよう募集や審査のスケジュールを調整する予定である。

また、昨年の福島大会が中止となり、三重大会の次期開催地発表ができなかったため、第36回建築士事務所全国大会（日事連創立50周年記念・東京開催）において三重会会長挨拶とスクリーンを使用した大会PRビデオでの紹介を6分程度の持ち時間で実施したいと三重会より要望があった。協議の結果、三重会の要望どおり式次第に組み込むこととした。

(4) 今後のスケジュールおよび次回開催日について

事務局より、資料4によって今後のスケジュール等について説明がなされ、大会実施要項の最終案を5月の常任理事会に提案できるよう、次回委員会開催日を次のとおりとした。

次回開催日

平成24年4月25日（水）13：30～15：30

（配付資料）

資料1 事業企画運営WGおよび50周年記念誌WGの検討状  
2012-4 日事連会務月報

況について

資料2 実施計画（案）および収支予算（案）について

資料3 第37回建築士事務所全国大会（三重大会）開催について

資料4 今後のスケジュールおよび次回開催日について

## ■第8回総務・財務委員会議事概要

日時 平成24年2月17日（金）13：30～15：50

会場 日事連会議室

出席者 委員長 大内達史

委員 鈴木勇人、佐々木宏幸、高橋祥治、小西郁吉、  
井上精二

担当副会長 山田美光

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、戸谷、前田、松谷、  
赤士

欠席者 副委員長 西村 武、委員 曾田賢治

### 1. 議事

(1) 平成24年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について

事務局より募集要項の一部改正及び委員の継続について説明がなされ、協議の結果、資料1のとおり常任理事会に提案することとした。

主な改正点は、対象建築作品竣工日、応募期限、単位会の応募数の基準となる会員数の期日及び表彰日等について、年度が変わることによる日付の変更を行ったことである。

(2) 第36回建築士事務所全国大会（日事連創立50周年記念・東京開催）実施計画等について

大内委員長及び事務局より、次の趣旨の概要説明がなされた。「第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会」のもとに事業企画運営WG及び50周年記念誌WGを設置して検討し、実施に当たっての骨子を資料2のとおりまとめた。なお、50周年記念誌については、会誌とは別に単独で発行し、式典出席者に配付するとともに全構成員事務所へ別途送付する。また、収支予算は4千万円としている。

委員からは以下のような質問が出され、事務局から回答がなされた。

・寄付や広告は募らないのか。

→寄付や広告は募らずに実施する。

・広告について、業界紙や業界雑誌より、一般向けに行った方が良いのではないのか。

→事業企画運営WGや特別委員会で一般紙への広告等も検討したが、費用対効果を勘案し、資料のような案になった。

・記念誌について、50周年という節目の年なので、創立から50年間について掲載すべきで、そのためにはこの予算では足りないのではないのか。→50年分掲載する計画であり、印刷会社等から相見積もりを取り、交渉の結果このような予算で収まった。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

#### (3) 会員増強への取組についての最終報告について

山田会員増強検討WG委員及び事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

総務・財務委員会のもとに、喫緊の課題である単体会会員の加入促進策を検討することを目的に、平成22年8月に会員増強検討WGを設置した。WGでは、会員増強に関する中長期的な活動方針及び具体的な施策の検討を行うとともに、単体会に対し会員増強への取組みについてのアンケート調査を実施し、その結果を反映した中間報告(叩き台)をとりまとめ、平成23年2月開催の総務・財務委員会、常任理事会及び3月開催の通常理事会に提案し、第112回全国会長会議に報告した。その後、平成23年8月末を目途に中間報告(叩き台)についての意見を単体会に求め、意見を参考に更に検討を重ね、最終報告(案)を取りまとめた。

今後は、平成24年度から日事連及び単体会それぞれが、報告書に沿った具体的な会員増強に向けた活動に取り組むと共に、単体会の実情に合わせた活動を積極的に実施することとする。協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

#### (4) 平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度の改善事項等について

大内委員長及び事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

適合証明技術者の新規・更新登録の年に当たる平成24年度住宅金融支援機構適合証明業務登録制度については、登録制度の信頼性の確保、不適正業務の防止及び登録機関特別会計の財政安定化を行うことが極めて重要であることに鑑み、次の事項を改善し、登録制度の充実を図ることとした。

##### 1) 登録講習会の実施方法

受講者が講習内容を理解したかを確認するためのアンケートを実施する。講習を3時間から6時間に変更する。

##### 2) 業務調査

関係書類の提出による調査対象を、従来の2年間で50事務所から、約100事務所に変更する。

3) 以下の適合証明技術者の個別業務のチェックのための仕組みを、機構が構築、管理する。

①従来の適合証明書の交付に加えて、中古住宅物件検査概要書(チェック漏れを防ぐための詳細な項目を入れたチェックリストを作成)及び確認した関係書類を申請者へ開示する仕組みを支援機構で構築する。

②支援機構が開発・運営するサイトにより、適合証明書の記入漏れ、チェック漏れ等を防ぐために、技術者自らが適合証明書の必要箇所を入力しないと発行できない仕組みを作り、同機構が発行・管理する。

③金融機関が適合証明書の受理の際、確認を要する最低限の関係書類の提出、確認を行う仕組みを支援機構で作る。

##### 4) 費用の改善措置について

平成24年度の登録者数が推定以上に減少することも考慮し、同年度の登録者の登録有効期限である平成26年9月末まで登録制度が運営できることを視野に入れて次の改善措置を行い、登録機関特別会計の財政安定化を図ることとする。

##### ①登録料の改定について

登録料は、登録者数の減少、業務調査の調査対象者増及び調査方法の精緻化による業務量の増加に伴う経費の増加等を勘案し、従前の10,500円(税込、以下同)から11,550円に

改定する。登録窓口（都道府県建築士事務所協会）の事務手数料については、従前の4,500円から3,500円に改定する。

#### ②講習受講料の改定について

平成24年度の講習は、ア)講習時間を3時間から6時間（講習時間5時間及び「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」記入・回収・答え合わせの1時間含む）に変更することに伴う会場使用料の増加、イ)講習時間変更に伴うDVDの作成費用増加、ウ)講習終了後の「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」の記入・回収・集計・分析作業による業務量の増加により、その経費を考慮し、講習受講料を従前の5,250円から8,900円に改定する。なお、登録機関(日事連)は、講習用DVD作成費用や「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」の記入・回収・集計・分析作業及び同シートの保管を行うための経費を勘案し、講習受講料8,900円のうち、1,600円をその費用に充てる。登録窓口の講習運営費は7,300円とする。

#### ③テキストの価格の改定について

講習で使用するテキスト「適合証明技術者実務手引き」は、平成22年度登録時は4,500円で頒布していたが、平成24年度のテキストは、作成部数の減少及び新たに加える改定事項を盛り込む等内容の充実を図ることを見込み、頒布価格を4,850円とする。また、登録機関(日事連)は登録窓口へテキストを3,880円(頒布価格の80%)で卸す。

協議の結果、平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度の改善事項等を原案のとおり常任理事会に提案することとした。

#### (5) 岐阜県での適合証明技術者登録事務及び管理建築士講習の委託費等の変更について

事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

岐阜県での管理建築士講習事務及び適合証明技術者登録事務は、平成20年から会員団体でない(社)岐阜県建築士事務所協会に委託している。これまで、(社)岐阜県建築士事務所協会への業務委託費については、会費負担をしている会員団体とのバランスを考慮し、実施調整負担金として一定額を委託費から

差し引く形を採ってきた。今回の経費配分の見直しにおいても、これまでと同様の考え方に基き次のとおり変更したい。

管理建築士講習の業務委託費は1名につき4,000円、適合証明技術者登録事務(登録事務費+講習事務費)は1名につき8,400円。

なお、(社)岐阜県建築士事務所協会が、変更案を受託しない場合は、愛知会等の隣接県の単位会で岐阜県内の受講希望者の受入れを考えたい。

委員から、岐阜県で適合証明業務の不適正業務があった場合、(社)岐阜県建築士事務所協会是对応できるのかとの質問がなされたが、そのような場合は、日事連と住宅金融支援機構で対応する旨事務局より回答がなされた。

協議の結果、岐阜県での適合証明技術者登録事務及び管理建築士講習の委託費等の変更について資料5のとおり、常任理事会に提案することとした。

#### (6) 第58回通常総会議案について

##### 1) 平成24年度事業計画について

平成24年度事業計画について、資料6により概要説明がなされた。

総務・財務に関する事業計画は以下のとおり。

法定団体として自律的な監督体制の確立に向け、構成員の更なる増強に努め組織の拡充を推進する。平成24年度は創立50周年の年であり、記念事業を実施する。また、日事連の財政の抜本的な改善を検討する。

##### ①構成員の増強等組織の拡充

・日事連及び単位会の会員増強に向けた具体的な活動の実施

##### ②日事連建築賞の実施

③第36回建築士事務所全国大会(創立50周年記念・東京開催)の実施

・平成24年10月5日(金)於:東京・帝国ホテル

##### ④一般社団法人への移行に伴う諸手続等の推進

##### ⑤日事連の財政の抜本的改善の検討

##### ⑥日事連の運営にかかわる諸規程等の整備

##### ⑦各種保険制度の運営

協議の結果、平成24年度事業計画案について、資料6のとおり常任理事会に提案することとした。

#### 2)平成24年度収支予算について

事務局より平成24年度の一般会計、福利厚生特別会計及び適合証明業務登録機関特別会計収支予算案について、資料7により福利厚生特別会計を一般会計に統合する等の説明がなされた。

協議の結果、平成24年度収支予算案について、資料7のとおり常任理事会に提案することとした。

#### (7) 財政安定に向けた検討体制について

事務局より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。  
日事連の財政状況が悪化しているため、将来的な展望を集中的に検討し、抜本的な改善を図るための組織(小委員会)を総務・財務委員会のもとに設置して検討したい。6月に役員改選を控えているため、設置時期は役員改選後とし、委員構成は会長、総務・財務担当副会長、総務・財務委員長等とし、平成24年度内に方向性を理事会に示せるよう検討を進めたい。

協議の結果、財政安定に向けた検討体制について、資料8のとおり常任理事会に提案することとした。

#### (8) 平成23年度会費減免申請について

事務局より平成23年度会費減免申請について、資料9により説明がなされた。

岩手会及び宮城会の2会から、東日本大震災で被災した単体会員の会費を免除し、罹災証明書の写し等を添えて会費免除申請書が提出されたので、岩手会2構成員、宮城会100構成員分の平成23年度構成員割会費を免除したい。

協議の結果、岩手会及び宮城会の構成員割会費に係る平成23年度会費減免申請について、資料9のとおり常任理事会に提案することとした。

#### (9) 元適合証明技術者からの訴訟について

事務局より、次の概要報告がなされた。

兵庫県に所在する事務所の元適合証明技術者から、平成23年11月に適合証明技術者の登録機関(日事連及び士会連合会)に対して訴訟を起こされた。登録機関はこの元適合証

明技術者に対し、平成22年2月16日の登録制度運営委員会の議を経て、登録の取消及び2年間の再登録の禁止処分を行ったが、この処分の無効の確認を訴えられたものである。  
日事連は、士会連合会の承諾を得て、弁護士法人匠総合法律事務所に訴訟代理人の依頼をし、裁判管轄は東京地裁となった。

#### (10) 第58回通常総会等の日程及び運営について

事務局より、資料10によって第58回通常総会等の日程及び運営について報告がなされた。

#### (11) 平成24年度の主な会議日程(予定)について

事務局より、資料11によって平成24年度の主な会議日程について報告がなされた。

#### (12) 職員30年勤続表彰について

就業規程により職員永年勤続表彰は通常総会で行うこととなっているため、戸谷泰子(昭和56年8月26日入社)を3月29日の第58回通常総会で表彰する旨、事務局より報告がなされた。

次回委員会開催予定

平成24年5月16日(水) 14:00~16:30

(配付資料)

資料1:平成24年度日事連建築賞募集要項及び選考委員会委員  
について

資料2:第36回建築士事務所全国大会(日事連創立50周年記念・東京開催)実施計画案および収支予算案について

資料3:会員増強検討ワーキンググループの検討状況報告他

資料4:平成24年度住宅金融支援機構適合証明業務登録制度の  
改善事項等について(案)他

資料5:岐阜県での適合証明技術者登録事務の委託費の変更につ  
いて(案)他

資料6:平成24年度事業計画書(案)

資料7:平成24年度収支予算書他

資料8:財政安定に向けた検討体制について他

資料9:平成23年度会費減免申請について他

資料10:第58回通常総会及び第115回建築士事務所協会全

国会長会議等の日程と運営について

資料11：日事連・平成24年度主な会議日程（予定）

## ■平成24年2月常任理事会議事録概要

### 1. 日時

平成24年2月22日（水）13:30～16:45

### 2. 会場 日事連会議室

### 3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

出席者数 15名

### 4. 出席者の氏名

出席者

会長 三栖邦博

副会長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、  
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、  
中野 満、西村 武

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、  
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、  
吉田 茂調査役

### 5. 議事録署名人

三栖邦博会長、野呂敏秋副会長、富岡 学常任理事

### 6. 議事進行役 野呂敏秋副会長

### 7. 議 事

#### (1) 協議事項

#### 1) 第36回建築士事務所全国大会（日事連創立50周年記念・東京開催）実施計画等について

三栖会長より、資料1によって次の趣旨の概要説明がなされた。

第36回建築士事務所全国大会（日事連創立50周年記念・東京開催）実施計画等は、第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会の下に事業企画運営W

G及び50周年記念誌WGを設置して検討してきたが、実施にあたっての骨格案がまとまった。平成24年10月5日（金）に帝国ホテルで実施する。大会テーマは「明日を拓く、豊かな社会に向かって」とし、藤井聡氏（京都大学大学院工学研究科教授）に記念講演を依頼する。大会参加費及び参加人数は、平成22年度に実施した全国大会と同程度を予定している。広報活動方法は、業界新聞社での記念特集発行、単位会誌・HPで50周年をPRする等を考えている。記念品は50周年記念誌を配布する。50周年記念誌については、会誌とは別に単独で発行し、式典出席者に配付するとともに、全構成員事務所へは別途送付する。収支予算は、4千万円を予定している。

協議の結果、第36回建築士事務所全国大会（日事連創立50周年記念・東京開催）実施計画等を資料1のとおり、3月通常理事会に提案することとした。

#### 2) 平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度の改善事項等について

大内総務・財務委員長及び事務局より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度の改善事項等については、2月15日に開催した住宅金融支援機構適合証明業務登録制度運営委員会です承が得られた。適合証明技術者の新規・更新登録にあたる平成24年度住宅金融支援機構適合証明業務登録制度については、登録制度の信頼性の確保、不適正業務の防止及び登録機関特別会計の財政安定化を行うことが極めて重要であることに鑑み、主となる事項の改善を実施し、登録制度の充実を図ることとした。主となる改善事項は以下のとおりである。

#### ①登録講習会の実施方法について

- i. 受講者の講習内容について理解されたかを確認するため、講習終了後「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」の記入・提出を求め、集計・分析を実施する。
- ii. 講習を3時間から6時間（講習5時間及び「(仮称)

講習内容を確認するアンケートシート」記入・回収・答え合わせの1時間含む)に変更する。

#### ②業務調査について

- i. 関係書類の提出による調査は、2年間で約100事務所を対象として実施する(従前は50事務所)。

#### ③適合証明技術者の個別業務のチェック

- i. 従来の適合証明書の交付に加えて、中古住宅物件検査概要書(チェック漏れを防ぐための詳細な項目を入れたチェックリストを作成)及び確認した関係書類を申請者へ開示する仕組みを支援機構で構築する。
- ii. 支援機構が開発・運営するサイトにより、適合証明書の記入漏れ、チェック漏れ等を防ぐために、技術者自らが適合証明書の必要箇所を入力しないと発行できない仕組みを作り、同機構が発行・管理する。
- iii. 金融機関が適合証明書の受理の際、確認を要する最低限の関係書類の提出、確認を行う仕組みを支援機構で作る。

#### ④費用の改善措置について

平成24年度の新規・更新登録の実施に係る収支については、同年度の登録者数が推定以上に減少することも考慮し、同年度の登録者の登録有効期限である平成26年9月末まで登録制度が運営できることを視野に入れて次の改善措置を行い、登録機関特別会計の財政安定化を図ることとする。

##### i. 登録料の改定について

登録料は、①登録者数の減少、②業務調査の調査対象者増及び調査方法の精緻化による業務量の増加に伴う経費の増加等を勘案し、従前の10,500円(税込、以下同)から11,550円に改定する。登録窓口(都道府県建築士事務所協会)の事務手数料については、従前の4,500円から3,500円に改定する。

##### ii. 講習受講料の改定について

平成24年度の講習は、ア)講習時間を3時間から6時間(講習時間5時間及び「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」記入・回収・答え合わせの1時間含む)に変更することに伴う会場使用料の増加、イ)講習時間変更に伴うDVDの作成費用増加、ウ)講習終了後の「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」の記入・回収・集計・分析作業による業務量の増加により、その経費を考慮し、講習受講料を従前の5,250円から8,900円に改定する。なお、登録機関(日事連)は、講習用DVD作成費用や「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」の記入・回収・集計・分析作業及び同シートの保管を行うための経費を勘案し、講習受講料8,900円のうち、1,600円をその費用に充てる。登録窓口の講習運営費は7,300円とする。

##### iii. テキストの価格の改定について

講習で使用するテキスト「適合証明技術者実務手引き」は、平成22年度登録時は4,500円で頒布していたが、平成24年度のテキストは、作成部数の減少及び新たに加える改定事項を盛り込む等内容の充実を図ることを見込み、頒布価格を4,850円とする。また、登録機関(日事連)は登録窓口へテキストを3,880円(頒布価格の80%)で卸す。

協議の結果、平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度の改善事項等を資料2のとおり、3月通常理事会に提案することとした。

#### 3) 管理建築士講習に係る平成24年度以降の経費配分の合意内容について

上野教育・情報委員長より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度以降の管理建築士講習の実施については、先に建築教育センターより、受講者数が大幅に減少するため、管理建築士講習の実施方法及び経費配分について大幅な見直しが必要であるとして、昨年の10月に見直

し案が提示され、昨年の11月常任理事会、12月通常理事会及び全国会長会議で協議し、経費配分の見直しについての建築教育センターとの協議は教育・情報委員長に一任することとなった。その後、建築教育センターとの協議を重ね1月下旬に資料3のとおり合意した。

協議の結果、管理建築士講習に係る平成24年度以降の経費配分の合意内容を資料3のとおり、3月通常理事会に提案することとした。

4) 岐阜県での適合証明技術者登録事務及び管理建築士講習の委託費等の変更について

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

岐阜県での管理建築士講習事務及び適合証明技術者登録事務は会員団体でない(社)岐阜県建築士事務所協会に平成20年から委託している。(社)岐阜県建築士事務所協会への業務委託費については、本会の通常理事会等での決定に基づき、会費負担をしている会員団体とのバランスを考慮し、実施調整負担金として一定額を委託費から差し引く形を採ってきたところである。今回の経費配分の見直しにおいても、これまでと同様の考え方にに基づき、平成24年度以降の管理建築士講習事務及び適合証明技術者登録事務の業務委託に係る(社)岐阜県建築士事務所協会への委託費について、変更を行いたい。管理建築士講習の業務委託費は一名につき4,000円、適合証明技術者登録事務(登録事務費+講習事務費)一名につき8,400円としたい。なお、(社)岐阜県建築士事務所協会が、変更案を受託しない場合は、愛知会等の隣接県で岐阜県内の受講希望者の受入れを行うなどの対応をするよう考えたい。

協議の結果、岐阜県での適合証明技術者登録事務及び管理建築士講習の委託費等の変更について資料4のとおり、3月通常理事会に提案することとした。

5) 会員増強への取組についての最終報告(案)について

西村会員増強検討WG主査及び事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

総務・財務委員会の下に喫緊の課題である、単位会会員の加入促進策を検討することを目的に平成22年8月に会員増強検討ワーキンググループを設置し、会員増強に関する中長期的な活動方針及び具体的な施策の検討を行うとともに、単位会に対し会員増強への取組みについてのアンケート調査を実施し、その結果を反映した中間報告(叩き台)をとりまとめ、平成23年2月開催の総務・財務委員会、常任理事会及び3月開催の通常理事会に提案し、第112回全国会長会議に報告した。8月末を目途に中間報告(叩き台)についての意見を単位会に求め、意見を参考にさらに検討を重ね、最終報告(案)を取りまとめた。今後の進め方は、平成24年度から日事連及び単位会それぞれが、報告書に沿った具体的な会員増強に向けた活動に取り組むこととする。

平成24年度における会員増強に向けた具体的な取組みについては、日事連として以下の項目に取り組んでいくこととする。なお、単位会においても地域の実情にあわせた活動を積極的に実施することとする。

①建築士事務所キャンペーン事業の一環としての会員増強活動の実施

平成24年度の建築士事務所キャンペーン事業は実施対象を拡げ、従来の一般消費者に対する法定団体としての建築士事務所協会、日事連の役割、会員建築士事務所の業務である建築設計・工事監理や耐震診断等の重要性を周知する事業に加え、会員増強活動にも活用できることとする。

②加入促進パンフレットのアップデート

加入促進パンフレットは、会員増強の一助となるよう平成20年7月に作成、単位会へ送付し、法定講習、イベント会場等での活用を図ったところである。今後は、法定講習、キャンペーン等イベント会場等での配付に加え、現在、事務所登録事務を行っている単位会が過半数を占めていることから、新規登録事務所に対する事務所協会への加入促進用として配付するなど、

活用範囲が増えると考えられる。については、掲載内容の見直し・修正を行い、平成24年度版として作成して単位会へ一定部数を送付し、活用を図るよう協力依頼する。

### ③会員増強活動の情報提供

会員増強に成果を上げている単位会の取組み事例を、日事連が単位会の協力を得て適宜取りまとめ、検討の参考に資することを目的に全国の単位会に情報提供し、一層の会員増強を図る。

### ④会誌・ホームページによる会員増強活動の周知

会誌で法定団体の意義、入会促進について定期的に広報することで会員の意識の高揚を図るとともに、ホームページでは法定団体の意義、会員であることの表示等の意義の周知及び必要な情報提供をすることにより、一般消費者や未加入事務所への協会の知名度アップを図る。

### ⑤建賠保険の会員向け補償に関する制度の拡充

- ・地盤危険損害（地盤の沈下、隆起などに起因する事故による損害）に関する補償拡充（補償金額50%が会員に限り60%）
- ・事故割増規定の緩和・会員事務所に限り、保険料に応じて段階的に事故割増率を削減（保険料30万円以上の事務所が対象）
- ・建賠保険加入会員の廃業後の補償に関する特約（2年分の保険料で5年間補償）

### ⑥会員であることの表示運動の推進

名刺、封筒、広告等での事務所名に会員であることの表示運動の推進を図る。

説明に対し、報告書中「会員の差別化」の表現があるが、適当な表現ではない、又今後会員増強活動ほどの委員会把握していくのかとの意見が出た。

協議の結果、資料5の会員増強への取組についての最終報告（案）の「会員と非会員の差別化」の「差別化」の字句を「区別化」に修正するとともに、該当する字句の修

正が必要な箇所を修正して3月通常理事会に提案することとした。なお、今後の会員増強の活動状況については、総務・財務委員会で把握することとした。

### 6) 平成23年度会費減免申請について

事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

会費規程により、大規模な災害等に伴い、構成員が業務ができない等の理由により、単位会が当該構成員の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、その会費（構成員割会費）の減額又は免除をすることができる。今般、宮城会及び岩手会の2会から、東日本大震災で被災し、単位会の会費を免除した会員に係る構成員割会費（宮城会100事務所、岩手会2事務所）についての当該構成員の会費免除申請書が罹災証明書の写し等を添えて提出された。

協議の結果、宮城会及び岩手会の構成員割会費に係る平成23年度会費減免申請について資料6のとおり、3月通常理事会に提案することとした。

### 7) 第58回通常総会議案について

#### ①平成24年度事業計画案について

平成24年度事業計画案について資料7-1によって、次の趣旨の説明が事務局よりなされた。

各委員会で決定した事業計画である。24年度は、建築士法に規定された団体としての事業や改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行うとともに、様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

- 総務・財務に関することでは、法定団体として自律的な監督体制の確立に向け、構成員の更なる増強に努め組織の拡充を推進する。平成24年度は創立50周年の年であり、記念事業を実施する。また、日事連の財政の抜本的な改善を検討する。
- 教育・情報に関することでは、建築士事務所が適切に

運営・管理され、その状態が継続的に維持されること等を目的として、新テキストによる「開設者・管理建築士のための『建築士事務所の管理研修会』」を本会の基幹事業と位置付け、単位会との緊密な連携の下、円滑かつ積極的に講習実施を推進していく。また、建築士事務所の開設者をはじめ、管理建築士、建築士事務所に所属する建築士等の能力の維持向上並びに高い倫理の保持を図るべく、講習・研修制度の充実を図るとともに、建築CPD情報提供制度の活用促進、及びインターンシップに関する調査研究等の事業を推進する。

iii. 業務・技術に関することでは、建築士事務所の業務に関する諸課題への対応を行う。また、建築士事務所賠償責任保険制度の推進、業務・技術に関する講習などを行う。

iv. 広報・渉外に関することでは、法定団体としての社会的意義及び役割を、会員事務所、未加入事務所、国民へ周知するための広報活動及び会員増強に向けた事業を建築士事務所キャンペーン、会誌、ホームページ、単位会が開催する各種講習会やイベントを活用して実施する。また、本年は日事連創立50周年の年であり、その広報に努める。

v. 指導運営に関することでは、建築士法で定められた法定団体として、建築士法第27条の5（苦情の解決）に基づく苦情の解決業務を円滑に実施する。また、単位会の苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）を基にした事例集を単位会へ提供し、より一層の苦情の解決業務の体制確立を図るとともに、事例集を基にした建築士事務所向けの教材の研究を行う。

vi. 東日本大震災への対応に関することでは、昨年度、東日本大震災で大規模な被災をした県の単位会で、相談業務等の復旧・復興活動等を日事連が支援するため、「建築復興支援センター」を当該単位会に設置したが、今年度も引き続き支援活動を行う。

vii. 建築設計制度等対応に関することでは、日事連が提案する（仮称）建築士事務所法の内容をとりまとめ、その実現に向けた施策を講じていく。また、建築設計・工事監理等に係る制度、資格及び業務等に関して、建築関係団体で構成する各種外部会議での諸検討課題について、日事連の意見の検討を行い機動的に対応する。

viii. 景観・まちづくりに関することでは、国が推進している地域における建築等を通じた景観形成や、まちづくり活動に関する様々な施策への協力体制の整備を図るとともに、地域の景観・まちづくり活動に対してどのように対応していくか、引き続き検討する。

ix. 適合証明業務登録機関に関することでは、平成24年度は住宅金融支援機構の「適合証明技術者」新規・更新登録の受付の時期に当たり、受付事務を実施するとともに、登録申請者に対して適合証明業務が適正に遂行できるよう講習を実施する。また、住宅金融支援機構と連携を図りつつ、適合証明技術者の不適正業務の防止に向けた新たな仕組みを導入し、登録制度の信頼性の確保に向けた取り組みを行う。

協議の結果、原案を了承し、平成24年度事業計画案を資料7-1の通り、3月通常理事会に提案することを決めた。なお、通常理事会及び全国会長会議での平成24年度事業計画案の説明は常置委員会委員長及び専務理事が行うこととした。

## ②平成24年度収支予算案について

平成24年度収支予算案について主として資料7-2、参考-1、参考-2によって、次の趣旨の説明が事務局よりなされた。

平成24年度収支予算作成に当たっては、次の方針で作成した。

### i. 福利厚生特別会計を一般会計に統合

福利厚生特別会計は、グループ保険（団体定期保険）の保険料収入と加入者への配当金還元を主な収支として、一般会計と区分経理してきた。加入者の減少により平成

15年度末にグループ保険制度が廃止となり、更に平成18年度には財形基金も解散し、特別会計として区分経理する目的を終えたが、当面、従来の方法で区分経理を継続してきた。しかしながら、平成22年度の決算では、全体収入のうち福利厚生特別会計収入は2.8%に過ぎず、会計の簡素化を図ると共に、特定の目的にしばられずに必要な事業に充てるため、公認会計士の指導により、一般会計へ統合する。統合に伴い、福利厚生特別会計の退職給付引当資産は、一般会計の同引当資産に繰入れ、財政安定積立預金は事業等に充てる。なお、一般会計の収支予算書に「福利厚生特別会計繰入金収入」を設ける他、「事務手数料等収入」、「集金事務委託費支出」、「事務手数料支出」の科目を新設する。また、従来、福利厚生特別会計で負担していた事務所費及び人件費5%分は、一般会計の該科目に加算する。

ii. 投資活動収支の部を新設

従来、特定資産（積立預金）の取崩収入及び積立支出は「事業活動収支の部」で行っていたが、公認会計士の指導により、より適切な「投資活動収支の部」で行うこととする。また、科目名も適宜適切なものに変更を行う。

iii. 50周年記念事業実施のため、一般会計の周年記念事業積立預金を3,000万円取り崩す。記念事業は全国大会（東京開催）と併催のため、全国大会参加費収入と合わせ、全国大会経費として支出に充てる。

iv. 「建築復興支援センター」の活動を日事連が継続して支援するため、一般会計で引き続き3,000万円を支出に充てる。

v. 支出については、重点的な事業に集中し、不要不急なものには削る等縮減に努め、過去の実績等を勘案して算定した。例えば、調査研究費の絞り込み、会誌発送のメール便切り替えによる会誌発行費の縮減や会議費、事務所費の節減等である。

3会計の収支予算の合計では、事業活動収入では、会費収入1億8,456万円、事業収入1億9,660万円、

雑収入65万円、合計3億8,181万円となっている。事業活動支出では、事業費支出3億7,964万円、管理費支出9,304万円、合計4億7,268万円、事業活動収支差額は9,087万円の支出超。投資活動収入では、特定資産取崩収入1億1,474万円、特定資産取得支出2,215万円、投資活動収支差額9,258万円、予備費支出300万円を予算化し、当期収支差額は128万円の支出超となる。前期繰越収支差額は2,690万円を予定し、次期繰越収支差額は2,561万円となっている。

協議の結果、資料7-2の2頁の「平成24年収支予算作成に当たって」の（4）の字句を適切な表現に修正し、3月通常理事会に提案することを決めた。なお、通常理事会及び全国会長会議での平成24年度収支予算案の説明は常務理事が行うこととした。

また、山下副会長から財政状況が良くないので、人件費も含めて検討する必要がある旨の意見があった。

8) 財政安定に向けた検討体制の方針について

大内総務・財務委員長及び事務局より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度決算作業及び平成24年度予算作成を通じ、日事連の財政状況が悪化しているため、将来的な展望を集中的に検討し、抜本的な改善を図るための組織（小委員会）を総務・財務委員会のもとに設置して検討したい。6月に役員改選を控えているため、設置時期は役員改選後とし、委員構成は会長、総務・財務担当副会長、総務・財務委員長等とし、平成24年度内に方向性を理事会に示せるよう検討を進めたい。なお、九州・沖縄ブロック協議会から日事連宛に「財政の健全化や新たな収益事業の検討を行う特別委員会の設置について（要望）」が2月17日付で送付された。

説明に対し、課題の重要性、緊急性を考え、正副会長レベルの特別委員会の下に検討し、その開始を4月から行うこととしたいとの意見が会長から出され、協議の結果、財

政安定に向けた検討体制は、財政検討特別委員会（仮称）を平成24年4月に設置し、委員構成は正副会長7名、総務・財務委員長1名とし、特別委員会のもとに必要に応じて小委員会等を設置して検討することとした。この方針に沿って資料8の文章を修正（修正内容は会長に一任）し、3月通常理事会に提案することとした。

9) 第58回通常総会等の日程及び運営について

事務局より、資料9によって次の通り説明がなされた。

平成24年3月29日（火）

会場：八重洲富士屋ホテル

11:00～12:30 3月常任理事会

13:30～15:30 第115回建築士事務所協会  
全国会長会議

15:40～16:10 第58回通常総会  
(平成24年度予算総会)

16:20～17:00 第39回日事政研総会

協議の結果、原案を了承し、資料9の第58回通常総会等の日程及び運営を3月通常理事会に提案することを決めた。

10) 3月通常理事会の議題等について

3月通常理事会の議題等について資料10により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料10を3月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 専決事項

1) 平成24年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員の決定の件

大内総務・財務委員長より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

募集要項の主な内容は変更がなく、昨年度と同様に応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で、会員であるか単位会に入会申請することを条件として応募を認めることとしている。その他年度が変わったことにより対

象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行った。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、原案を了承し、資料11のとおり平成24年度の日事連建築賞募集要項と同賞選考委員会委員を決定した。

(3) 報告事項

1) 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況について

三栖会長及び専務理事より資料12によって、次の趣旨の報告がなされた。

設計及び工事監理の業の適正化による建築主の利益保護と建築の質の向上をめざし、日事連が提案する建築士事務所法のとりまとめに向けての日事連としての考え方を検討するため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに、法律専門家が参画した新法制度検討ワーキンググループを設置し、提案の具体的内容について検討を行っている。検討の内容や状況等については、昨年開催した常任理事会、通常理事会、全国会長会議で報告を行った。また、ワーキングでの検討にあたっては関係団体の意見や考え方を聞きながら進めることが重要であることから、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築家協会と勉強会を開催し、意見交換を行いつつ検討を進めてきたが、昨年11月末にはこれらの団体に(社)日本建設業連合会及び国土交通省を加えた建築4会法令懇談会が開催され意見交換を行っているが、懇談会では建築士法から独立した建築士事務所法の必要性や新たな法的整備について消極的、あるいは否定的な意見も出ているところである。

当初は、日事連としての考え方について平成24年3月を目途に報告書としてとりまとめる予定であったが、関係団体等との意見交換で出された意見や疑問点についての整理や回答のとりまとめに、予想以上に時間が必要となっているため3月末までには間に合わないが、できるだけ早くまとめるよう作業を進めている状況である。

2) 一開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研

修会」に使用するテキストについて

上野教育・情報委員長より、資料13によって次の趣旨の報告がなされた。

本会及び単位会が、従来から実施してきた「建築士事務所の管理講習会・開設者研修会」（テキスト『課題と展望』）は、建築士法第27条の2第3項第3号に基づく研修として、テキストを新たに作成するとともに、研修名称も一新することとなった。新たなテキストについては、平成24年度からの活用を目途として、平成22年9月に教育・情報委員会の下に「管理講習会教材開発検討ワーキンググループ（WG）」を立ち上げ、新テキストの作成に着手し、同WGで取りまとめた基本構成案をもとに平成23年5月から「建築士事務所の管理研修会テキスト執筆委員会」においてテキストの執筆を進めてきた。

現在、テキストの査読結果を踏まえた再校正を行っており、今後、最終原稿の確定等の作業を経て4月下旬の完成を目指している。なお、研修会の名称は、一開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」、テキスト名称は、「新しい建築士事務所の業務と展望」とする予定である。テキストの基本構成等は、「基礎編・講義時間は1時間30分程度を想定、「実務編[応用編]・講義時間は2時間30分程度を想定している。講師講習会は開催せず、講師用教材を作成する。講師用教材は、Power Pointにより作成し、テキストの内容に基づき研修で必ず伝えなければならない重要事項等を盛り込み、今後、単位会で開催する研修会において活用できる形のものとする。

知事指定の継続要望は、これまでに、本会から単位会に対し、平成19年7月及び平成23年7月の2回に渡り、都道府県知事宛要望モデル文案及び関連資料を送付する形で行ってきた。平成24年度からの本研修の開始にあたり、今後、テキスト目次等が確定した後、できるだけ早く、再度の知事指定の継続に係る都道府県への要望を単位会が行うため、従来の都道府県知事宛要望モデル文案に併せ、そ

の内容を箇条書き等の分かりやすい形にした資料等の提供を行うこととしたい。必要に応じて校正中のゲラを送付することは可能である。

### 3) 建築復興支援センターの状況報告について

常務理事より、岩手会、宮城会、福島会に設置した建築復興支援センターでの平成23年度の建築相談、復興まちづくり、地域型復興住宅に係る事業等について各会の事業報告概要が資料14によってなされた。

### 4) 業務報酬算定ソフト作成ワーキンググループの設置について

田端業務・技術委員長より、資料15によって次の概要報告がなされた。

平成21年1月に国土交通省告示第15号（業務報酬基準）が公布、施行され、本会においても同告示の遵守の要望を行うとともに、業務報酬基準についての講習会を行うなど、周知・普及に努めているところである。

業務・技術委員会の調査では、現在、いくつかの単位会では独自に告示第15号に基づく業務報酬を算定するためのソフトを作成又は部外者からの提供を受け、市販、会員への提供等を行っていることがわかった。

業務・技術委員会では、日事連において業務報酬算定ソフトを作成することで業務報酬を簡便に算定できる利便とともに、全国的な業務報酬基準の更なる普及、活用が図れるものと考え、単位会作成ソフトなどを参考にし、公正取引委員会との規制も配慮しつつ、日事連においても業務報酬算定ソフトを作成することとした。

業務報酬算定ソフトの作成を目的にして、作成方針、必要な機能等を検討するために、業務・技術委員会のもとに「(仮称)業務報酬算定ソフト作成ワーキンググループ」を設置し、検討を行う。

ワーキンググループ委員(予定)は、主査・荻原幸雄(業務・技術委員会副委員長、千葉会)他、埼玉会、千葉会、東京会、神奈川会から各1名選定し、5名の委員構成とし、必要に応じ専門家等も加える予定である。設置期間は、平

成24年3月より業務報酬算定ソフトの供用開始までとしている。

- 5) 元適合証明技術者からの訴訟について  
事務局より、次の概要報告がなされた。

兵庫県に所在する事務所の元適合証明技術者から昨年の11月下旬に適合証明技術者の登録機関（日事連及び士会連合会）に対して訴状が送達された。登録機関は平成22年2月16日に登録制度運営委員会の議を経て登録の取消及び2年間の再登録の禁止処分を行った。訴えの趣旨は、登録の取消処分の無効の確認である。日事連は、士会連合会の承諾を得て、弁護士法人匠総合法律事務所に訴訟代理人を依頼した。裁判管轄は、東京地裁となった。

- 6) 平成24年度主な会議日程（予定）について

日事連の平成24年度の主な会議日程（予定）について、資料16によって事務局より報告がなされた。

- 7) 会員・構成員異動報告

平成23年11月末日から平成24年1月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料17の通り。

平成23年11月30日現在 正会員46団体

構成員15, 153事務所、賛助会員4社

平成23年12月31日現在 正会員46団体

構成員15, 143事務所、賛助会員4社

平成24年1月31日現在 正会員46団体

構成員15, 140事務所、賛助会員4社

- 8) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそれぞれ資料18、資料19により報告がなされた。

- 9) 職員30年勤続表彰について

就業規程により職員永年勤続表彰は通常総会で行うこととなっている。このため、戸谷泰子（昭和56年8月26日入社）を平成24年3月29日に開催される第58回通常総会で表彰する旨の報告が事務局からなされた。

- 10) その他

○富岡常任理事より、平成25年度の全国大会の三重大会の

開催日は8月9日で確定しているかの確認があり、確定している旨の回答がなされた。

○八島副会長より、九州・沖縄ブロック協議会から本日、日事連に到着した「公共的建築物の耐震診断義務化等に関する要望について」、「公共事業の予算確保に係る国への要望について」の趣旨説明が行われた。

<配付資料>

資料1：第36回建築士事務所全国大会（日事連創立50周年記念・東京開催）実施計画案および収支予算案について

資料2：平成24年度住宅金融支援機構適合証明業務登録制度の改善事項等について（案）

資料3：管理建築士講習に係る平成24年度以降の経費配分の見直し合意内容について

資料4：（社）岐阜県建築士事務所協会における平成24年度以降の管理建築士講習の業務委託費の変更について（案）

資料5：会員増強検討ワーキンググループの検討状況報告

資料6：平成23年度会費減免申請について

資料7-1：第58回通常総会議案書

資料7-2：平成24年度収支予算書説明書

資料8：財政安定に向けた検討体制の方針について

資料9：第58回通常総会及び第115回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料10：平成24年3月通常理事会開催通知

資料11：平成24年度日事連建築賞募集要項及び選考委員会委員について

資料12：設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況について

資料13：開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」に使用するテキスト「新しい建築士事務所の業務と展望」等について

資料14：平成23年度建築復興支援センター事業報告（概要）

資料15：「（仮称）業務報酬算定ソフト作成ワーキンググループ」の設置について（報告）

資料16：日事連・平成24年度主な会議日程（予定）

資料17：会員・構成員異動報告書

資料18：後援、協賛名義使用の件

資料19：経過報告

参考-1：平成24年度一般会計予算書内訳書（案）

参考-2：平成23年度一般会計収支推定

その他資料：九州・沖縄ブロック協議会からの要望書

## ■第10回景観・まちづくり特別委員会議事概要

日時 平成24年2月29日（水）13：30～15：10

会場 日事連会議室

出席者 委員長・横須賀満夫 副委員長・福島賢哉

委員・中村清隆、浅野正敏、川島啓道、平山正義、  
入口嘉憲

事務局 高津専務理事、恩田、戸谷、三浦

〈配付資料〉

資料1-1、1-2：景観・まちづくり推進協議会WG等活動  
報告等

資料2：平成24年度「住まい・まちづくり担い手事業」の実  
施の対応について

資料3：平成24年度事業計画（案）

議 事

1. 景観形成・まちづくり推進協議会WG報告・住まい・まちづ  
くり担い手事業活動報告会概要

1) 景観形成・まちづくり推進協議会及びWG報告

①「景観まちづくり推進協議会」活動概要

・平成23年度「住まい・まちづくり担い手事業」実施に関す  
る協力（広報、支援団体選定への協力、専門家派遣の協力、  
サポーターの推薦、地域事務局の構築）

・情報発信（活動報告会の開催、ホームページによる活動紹介）

・地方公共団体に対する「協議会」への入会の呼びかけ

②福島副委員長による景観形成・まちづくり推進協議会WG報  
告

第1回WG（5月31日開催）一住まい・まちづくり担い  
手事業の推進について、特に、若手建築家育成のための体制

づくりについて意見交換がなされた。

第2回WG（6月28日開催）一住まい・まちづくり担い手  
事業の予備審査が行われ、96団体から選定することとした。  
サポーターは各団体からの候補により決められることとなっ  
た。

第3回WG（7月21日開催）一サポーター候補者の絞り込  
み及び支援団体の選定が行われ、復興関連が6団体あり、専門  
家派遣希望8団体のうち、協議会からの推薦希望が6団体あつ  
た。

第4回WG（11月11日開催）一活動内容・進行状況を報  
告し、サポーターのかかわり方等についての疑問点があげられ  
た。また、情報交換会を東京、京都で予定し、福島副委員長及  
び浅野委員が出席する。

第5回WG（1月12日）一支援団体の活動報告会の進め方、  
役割分担を協議した。

引き続き、事務局から以下の報告がなされた。

- ・現地視察を1月17日に那覇市（福島副委員長が参加）で、  
2月4日に陸前高田市で実施した。
  - ・専門家及びサポーターの派遣状況については、支援団体であ  
る26団体に派遣された。
  - ・地域事務局は三重・京都以外は各都道府県の建築士会に設置  
された。日事連にも地域事務局への協力要請があったが、急  
な要請で時間的制約があり、支援団体が活動する18都道府  
県のうち協力単位会は6会、サポーターは7名を推薦した。
- 2) 住まい・まちづくり担い手事業活動報告会概要

2月6日、活動報告会が開催され、総会、支援団体の活動報  
告会、シンポジウムが行われた。分科会は地域で3つに分けら  
れ、分科会Aに浅野委員、分科会Cに福島副委員長がコーディネ  
ーターとして参加した。A及びC分科会の概要は以下のとおり。

分科会A一震災地域が含まれており、被災地域での行政側と住  
民の意識のズレをいかに埋めていくかという課題が挙げられ  
た。また、東北では壊れた蔵・古民家などの再生への取組み、  
住民の景観への意識が低い地域にいかに重要性を説いていく

か、千葉の佐原など構造は強かったが、基礎が崩れたため被害が大きくなった伝統的建造物群などの検証の必要性等が話された。

分科会C—まちの景観価値を短期から長期的な見方に意識を変えていくことや、維持管理のための専門家支援の重要性について意見交換が行われた。また、相続などによる景観の維持の問題について、利用する権利と売る権利を分離させ、第三者団体に一旦預け管理していく取り組みをしている団体の話もあった。

横須賀委員長から、全ての分科会に参加できる体制をとった方がよいとの意見が出された。

## 2. 平成24年度担い手事業の実施について

事務局より実施予定である「住まい・まちづくり担い手事業」の平成24年度の対応について諮ったところ、以下のとおり了承された。

- ①住まい・まちづくり担い手事業開始に伴う単位会、会員への周知及びホームページでの広報
- ②支援対象団体の要請に対する専門家派遣の対応
- ③地域事務局への協力要請への対応

横須賀委員長から、専門家派遣の人選はどのように行われているかの質問がだされ、WG委員である福島副委員長、浅野委員より以下の回答があった。

各団体からの推薦候補者4・5名を実績等が記載されているプロフィールを添えて支援団体に推薦しているが、地域に密着した専門家が選定されたようである。

地域事務局のあり方については、県ごとにまちづくり委員会を持ちネットワークが良いので、士会に事務局を設置し、他団体が協力して運営することが理想である。

## 3. 平成24年度事業計画（案）について

事務局より平成24年度事業計画（案）について諮ったところ、以下のとおり了承された。

- ①景観・まちづくり活動支援に関する国の要請に対する協力
- ②景観・まちづくり活動を担う人材の育成、支援システムの検討

## ③景観・まちづくりに関する単位会及び会員への必要な情報提供

各委員から以下の意見が出された。

- ・時代に即応した景観・まちづくりのあり方、専門家のあり方の検討が必要ではないか。
- ・事務所協会として他との差別化を考え、実務的要素をもったほうがいいのではないか。
- ・景観整備機構の具体的な活動等についての情報を発信したらどうか。

協議の結果、事業計画は提案どおり3項目とし、意見については今後検討していくこととした。

## 4. その他

委員会の委員については「任期は原則2年、再任を妨げない」となっており、本委員会は平成21年6月に設置され今年で3年となる。本年は役員改選により常置委員会の委員も変わる予定であり、この時期に特別委員会、専門委員会等の設置や委員を見直す可能性がある旨事務局より説明がなされた。

## 次回委員会

平成24年4月12日（木）15:00～17:00

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

## 平成24年

- 4月18日 業務・技術委員会
- 19日 50周年記念誌WG
- 20日 東日本大震災対策本部会議
- 24日 事業企画運営WG
- 25日 50周年記念事業特別委員会
- 26日 業務報酬算定ソフト作成WG  
広報・渉外委員会  
新法制度検討WG
- 5月 8日 会誌編集専門委員会
- 9日 指導運営委員会

5月11日 監査会

平成25年度の第37回建築士事務所全国大会（三重大会）は、伊勢神宮の式年遷宮に合わせて、平成25年8月9日（金）に三重県伊勢市で開催いたします。